

令和3年度 特定健康診査・後期高齢者健康診査のお知らせ

令和3年度の特定健康診査・後期高齢者健康診査を下記のとおり実施します。
受診方法など詳しい内容については、5月下旬に個別発送する健康診査受診券と案内をご覧ください。

		特定健康診査	後期高齢者健康診査
対象者		令和3年4月1日現在、弥富市国民健康保険に加入している40歳から74歳の方 (40歳：昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生)	弥富市に住所を有している後期高齢者医療制度加入者
		※令和3年4月2日以降、他の健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者になられる方で、ご希望の方は受診できますので、保険年金課までお問い合わせください。	
健康診査受診方法	①海部医師会・津島市医師会指定医療機関	なし	
	健診内容	問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図・医師の判断による追加項目(眼底検査)	
	健診期間	6月1日(火)～10月30日(土)	
	健診場所	海部医師会・津島市医師会指定医療機関	
	料 金	無料	
	受診方法	健診期間中に指定医療機関にご予約の上、健診を受けてください。 5月下旬頃に発送する特定健康診査受診券(問診票)または後期高齢者医療健康診査受診券(問診票)健康保険証が必要です。	
	②海南病院で総合がん検診と同時実施	700名 ※総合がん検診単独の申し込みの方も含まれます。	
	健診内容	問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図 総合がん検診(胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診、腹部超音波検査)	
	健診場所	海南病院 健康管理センター (院内管理棟2階)	
	料 金	8,400円～(総合がん検診と同時実施。オプションにより料金が変わります)	
	申込方法	詳細は4月に各戸配布の「令和3年度弥富市がん検診・健康増進事業のご案内」をご覧ください。郵送申込です。	
	注意事項	弥富市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方は、特定健診・後期高齢者健診は総合がん検診とのセットになります。 健診受診日には、健康保険証、特定健康診査受診券または後期高齢者医療健康診査受診券、がん検診等受診券を必ず持参ください。	
③集団健診	45名(健診日ごとに)		
健診内容	問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図・医師の判断による追加項目(眼底検査) ※がん検診(有料)を同日に受診できます。希望があれば、事前に予約してください。		
健診場所	保健センター(市役所3階)		
料 金	無料		
申込方法	申込方法、健診日などは、今後の広報やとみなどでお知らせします。		

※ ①、②、③の健康診査を重複して受診することはできません。
※ 令和3年4月1日以降、弥富市国民健康保険から他の健康保険へ異動された方は上記の特定健診は受診できません。
問 市役所保険年金課(内線125)

ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

令和3年度分の福祉タクシー料金の助成、給食サービスの受け付けを3月25日(木)より開始します。

福祉タクシー料金の助成

高齢者

介護認定を受けられた方または運転免許返納された高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

- ▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方
- ①介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けた方もしくは基本チェックリストによる事業対象者
 - ②75歳以上の運転免許返納者
 - ③介護保険施設などに入所していない方
 - ④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
 - ⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間36枚

▼助成金の額 1回の乗車につき2枚まで
1枚目：基本料金および迎車回送料に相当する額
2枚目：基本料金相当分まで

▼申請に必要なもの ◎介護保険被保険者証 ◎運転経歴証明書または取消通知書(平成28年4月1日以降に交付されたもの)※②の対象の方に限ります。 ◎障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。

申・問 市役所介護高齢課(内線173～175)、十四山支所



障がい者

心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)

- ①身体障害者手帳1級～3級の方
- ②療育手帳A、B判定の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

▼利用券の交付枚数 年間48枚

▼助成金の額など

区分	利用可能枚数	助成額
一般タクシー	1回の乗車につき2枚まで	1枚目：基本料金(障がい者割引を控除した額)および迎車回送料 2枚目：基本料金(障がい者割引を控除した額)相当分まで
リフト付き タクシーなど	車椅子 1枚	1,500円
	ストレッチャー	2,000円
ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額		

※リフト付きタクシーなどを利用する場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線162～163)、十四山支所

給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯
- ②重度の障がい者のみの世帯
- ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週7回、1日1食まで)の昼食または夕食のいずれか選択し、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき400円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において飲食をするときの利用券

1か月当たり800円分(200円×4枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1回に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの ◎年齢確認が出来るもの ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他 総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線173～175)、十四山支所

